

# 海賊版サイト対策の困難さやその実務手続について

---

2022年1月24日

弁護士法人東京フレックス法律事務所

弁護士 中島 博之

## 大手海賊版サイトの特徴

- ・ 本人確認の必要がないCDNや通信サービスを利用
- ・ 防弾ホスティングと呼称されるサービスを通じてオリジンサーバを秘匿
- ・ VPN接続やTorの利用によりIPから本人が特定されないようにしている
- ・ 著作権侵害通知に応じないCDN・サーバ会社を利用し、サーバ会社からの契約解除、キャッシュ削除などによるサイト閉鎖等を回避

## 短期的に実効的な手続を行うことの困難性

- ・日本で裁判管轄が認められる海賊版サイトにサーバを提供する外国会社に対して、発信者情報開示請求訴訟を行う場合、現行法だと送達だけで最低でも数か月程度かかってしまう。

※漫画村にサーバを提供していた米国通信社への2018年4月に提起された発信者情報開示請求訴訟は、一定の情報が開示されたものの2022年になった現在でも裁判係属中。

- ・1年以上経過して過去の一時点のIPが出てきたとしても、運営者を特定できない可能性が高い。

※日本のプロバイダ責任制限法では幅広い期間のIP提出が予定されていない。

- ・時間をかけて開示判決をとっても本人確認がされていない氏名、住所などが出てくる可能性が高い。

## 海外手続と日本の手続の比較

アメリカ デジタルミレニアム著作権法 #512(h)

(3)Contents of subpoena.—

The subpoena shall authorize and order the service provider receiving the notification and the subpoena to expeditiously disclose to the copyright owner or person authorized by the copyright owner information sufficient to identify the alleged infringer of the material described in the notification to the extent such information is available to the service provider.

**(3)情報開示命令の内容**—情報開示命令は、サービス・プロバイダに入手可能である範囲において、通知に記述する素材を侵害すると主張される者を特定するに十分な情報を著作権者または著作権者からその代理を授けられた者に対して速やかに開示することを、通知および情報開示命令を受領したサービス・プロバイダに授けしかつ命令するものでなければならない。

日本 プロバイダ責任制限法

**(発信者情報の開示請求等)**

**第四条** 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

## 漫画BANKの実務手続を例とした海外手続の紹介

- ・ DMCAサピーナ
- ・ フォレンジック調査手続
- ・ フォーリンサピーナ

28 U.S. Code § 1782 - Assistance to foreign and international tribunals and to litigants before such tribunals

## 漫画BANKの実務手続を例とした海外手続の紹介②

- ・ DMCAサピーナ

→著作権侵害に限られる

現在、侵害が行われている状況が必要など一定の制約あり

- ・ フォーリンサピーナ

→開示された情報をもとにメールサーバを提供するアメリカ企業に開示命令を申し立てるような場合、既に先行して開示された情報で運営者の特定が十分な可能性もあり、これ以上個人情報の開示が必要ないのではと裁判官が判断する可能性もある。

→漫画BANKの場合、裁判官への十分な説明のため、アメリカ、日本、中国の3人の弁護士の宣誓書をつけ、証拠を含めると100頁超の申立書を作成した。

## 出版社・権利者の諦めない努力

- ・海賊版サイト運営者は膨大な数の漫画データを日々不正に取得し、違法アップロードをして金銭を稼ごうとしている。
- ・これらの行為は企業情報を不正取得して身代金を得ようとする、サイバーテロ行為と何ら変わりはない。
- ・海賊版サイトを閉鎖させるだけでは犯罪者が得た金銭はそのままであり、時間が経てばまた別のサイトを開設する可能性もあるため、最終目標は摘発である。
- ・出版社・権利者はこのような犯罪者に対して、時間はかかるもののいくつかの法的  
手続・対策を実施し、摘発を行おうとしている。

## 最後に

- ・ 出版社・権利者のこれまでの数々の努力なども背景に、2020年8月の省令改正により電話番号の開示が可能になり、今後施行が予定されている法改正では、発信者情報開示手続を非訟事件化し、時間のかかっていた国際送達をEMSの利用で短期間に実施できるようにするなど、法律・制度も進歩しています。
- ・ 自民党知的財産戦略調査会では、送達を日本国内だけで円滑に行えるよう会社法933条に基づき日本で事業を行う外国会社は日本国内に住所を持つ代表者を登記せよと提言しております。
- ・ 昨年7月には日本の国家公安委員長からベトナムの公安大臣に海賊版サイトの摘発要請も実施されています。
- ・ 巨大海賊版サイトであるほど一切の痕跡を残さずに運営することは困難です。運営者に繋がる情報を取得できると信じて出版社・権利者は何度も諦めずに法的手続を行っています。



**未曾有の被害を発生させている海賊版サイト問題に対して、官民連携した多方面からの対策を今後も継続できれば幸いです。**